

里づくり支援事業実施要領

平成27年4月1日 市長決定

（目的）

第1条 この要領は、「経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱」（以下「要綱」という。）別表1「里づくり支援事業」（以下「別表1」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 要綱別表1の事業内容に定める支援の対象は、次の事業とする。

（1）交流・体験型

- ア 農作物のオーナー制
- イ 農作業の体験を通じた地域交流
- ウ 地域伝統行事を通じた地域交流
- エ 都市部での交流活動
- オ 農産物のブランド化促進活動
- カ その他市長が認めたもの

（2）地域元気アップ型

- ア 地域力を高める取り組み
 - （ア）直売所整備などのハード事業
 - （イ）6次産業化
 - （ウ）女性起業化
 - （エ）ブランド農産物の育成
- イ 安心・安全の課題解決の取り組み
 - （ア）街灯設置、公園のフェンス設置、進入路の拡幅など
- ウ 農村環境の保全育成の取り組み
 - （ア）散策道の整備など
 - （イ）文化財や史跡等の地域資源の整備など
- エ その他市長が認めたもの

（3）広域PR支援型

- ア 町単位以上の広域な取り組みであって、市内で生産される農産物及びその加工品の生産拡大に向けたPR、地産地消の推進を目的として実施する事業
- イ その他市長が認めたもの

（対象団体）

第3条 要綱別表1に定める対象事業者は、次の各号に掲げる団体をいう。

(1) 交流・体験型

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年神戸市条例第10号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により指定された区域内で活動する次の各号に該当する団体

- ア 条例第17条第1項の規定に基づき市長が認定した里づくり協議会、または里づくり地域協議会
- イ 農会
- ウ 集落営農組織
- エ 生産部会（兵庫六甲農業協同組合の生産部会に限る）
- オ その他5戸以上で構成され、里づくり協議会の活動に貢献していると認められる団体

(2) 地域元気アップ型

条例第18条第1項又は同条第7項の規定により市長が認定した里づくり計画を策定した里づくり協議会、または複数集落におよぶ地域で合意した事業に取り組む条例第21条に規定する里づくり地域協議会

(3) 広域PR支援型

市内在住かつ市内で営農している農業者で組織する次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- ア 5戸以上の農業者で組織する任意の団体（生産部会等）
- イ その他前号に準じた団体と市長が認めたもの

(支援の範囲)

第4条 次の各号に掲げる費用を支援の対象とする。ただし、同条第2項に掲げる費用を除く。

(1) 交流・体験型

- ア 近隣と整合性のある農地借上げ料
- イ 近隣と整合性のあるオペレータ料金を含む農業機械の借上げ料
- ウ 消耗品（種苗・小農具・肥料・農薬・イベント用材料費）
- エ 指導員謝礼・旅費
- オ 兵庫労働局制定の最低賃金を原則とした人件費
- カ 広報経費
- キ 地域外交流に要する車両借上げ代・通行料
- ク その他市長が認めるもの
- ケ 同条第2項（1）に定めるものの以外のもの

(2) 地域元気アップ型

- ア 事業の目的達成に資する経費
- イ 同条第2項（2）に定めるものの以外のもの

(3) 広域PR支援型

- ア 広報経費（パンフレット・WEBサイト作成費、ノボリ代等）
- イ PRのための交流活動経費（会場使用料・出展料・車輛リース料・通行料・駐車場代・警備代・試食や試飲用の市内産農産物の購入費・イベント用消耗費）
- ウ 講師謝礼（旅費を含む）
- エ 同条第2項（3）に定めるものの以外のもの

2 次の各号に掲げる費用は支援の対象としない。

（1）交流・体験型

- ア 飲食費
- イ 10万円を超える人件費
- ウ 視察費
- エ 備品購入費（ただし、他目的使用が不可能と認められるものを除く）
- オ 農機具の長期間借入費
- カ 交流相手の交通費
- キ 車両借上げ代・通行料（ただし、地域外交流に要するものを除く）

（2）地域元気アップ型

- ア 飲食費
- イ 20万円を超える人件費
- ウ 農業用の施設及び機械等
- エ 車両借上げ代・通行料以外の視察経費

（3）広域PR支援型

- ア 飲食費
- イ 人件費
- ウ 総事業費の20%を超える備品購入費（上限20万円）
- エ 営農に関わる経費（種苗代・肥料代・農薬代・農機具リース代等）
- オ 常設または定期的な販売行為に係る経費、及び事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費は除く

（補助金等の額）

第5条 補助金等の額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる額を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

（1）交流・体験型

- ア 総事業費の2分の1以内で上限20万円とする。
- イ 同一団体への交付は年間1事業限りとし、その団体の同様の取り組みは本事業実施5回目までを限度とする。

（2）地域元気アップ型

- ア 総事業費の2分の1以内で上限100万円とする。
- イ 同一団体への交付は年間1事業限りとし、交付を受けた団体は、交付を受けてから1年経過しなければ補助金の交付は受けることができない。

（３）広域ＰＲ支援型

ア 総事業費の２分の１以内で上限50万円とする。

（事業計画書）

第６条 補助金の交付を受けようとする団体は、第８条に規定する補助金の交付申請の前に、次に掲げる書類を、定められた募集期間内に市長へ提出しなければならない。

ア 事業計画書（事業様式第１号）

イ 事業計画説明書（事業様式第２号）

ウ 団体の規約及び構成員名簿並びに団体の活動内容がわかる資料

エ 里づくり協議会等が、工事、施設整備等の請負施工を行う場合は見積書および当該施設の管理者や、当該土地に所有権、賃借権等の権利を有する者の同意書その他市長が必要と認める書類

（事業採択）

第７条 市長は、前条に基づき提出された事業計画書について、別途定める里づくり支援事業審査要領に基づいて開催する審査会にて審査し、事業採択をするか否かの決定を行う。

２ 年度当初に実施する審査会の対象とする交流・体験型において、事業計画書に事前着手する旨が記載され、かつその内容に適合している当該年度の支出については、交付決定前であっても、申請年度の４月１日以降の経費は補助金の対象とし、要綱第９条に定める様式の提出は不要とする。

（交付申請）

第８条 前条第１項により事業採択の通知を受け、補助金の交付を受けようとする団体が、「神戸市補助金等の交付に関する規則（平成２７年３月２日神戸市長決定 規則第３８号）」（以下「補助金規則」という。）第６条第１項に基づき交付の申請をするときは、要綱第５条に定める書類の他、次に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

（１）補助金交付申請書（要綱第４条別表２様式第１号）

（２）収支予算書（要綱第４条別表２様式第３号）

（３）消費税の申告及び納税等の確認書（要綱第４条別表２様式第４号）

（４）総額（税込）が100万円以上の物品購入または工事等の発注をする場合、２者以上の見積書及びその結果。ただし、契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものは除く。

（５）地域元気アップ型において工事、施設整備等の請負施工を行う場合は、下記書類を追加する。

ア 見積書、図面等

イ 当該施設の管理者や当該土地に所有権、賃借権等の権利を有する者の同意書

(実績報告書の提出)

第9条 本補助金の交付を受けた団体が、補助金規則第15条第1項に基づき実績報告書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後20日を経過する日又は3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 体験交流型・元気アップ型

ア 実績報告書(事業様式第3号)

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 広域PR支援型

ア 実績報告書(要綱第4条別表2様式第6号)

イ その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、令和7年4月1日から施行する。